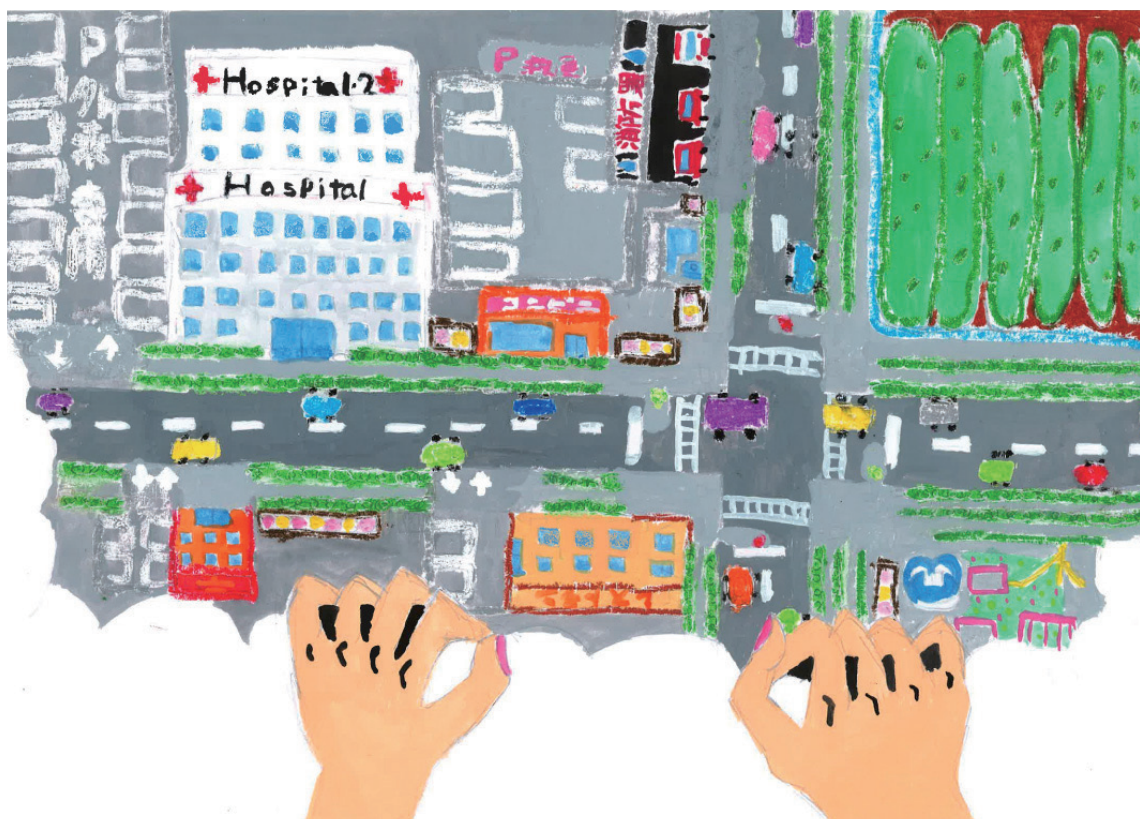


第2章 健康福祉

～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」(標語・絵)最優秀作品



(山王小学校6年)

「近所に子どもがたくさんいるまち」

(入間川東小学校6年)

第2章 健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～	1	福祉の総合的な推進	9	福祉の総合的な推進	(1)	地域福祉の意識啓発
					(2)	地域福祉活動団体の育成と活動への支援
					(3)	トータルサポート体制の推進
	2	健康づくりの推進と保健・医療の充実	10	健康づくりの推進	(1)	地域と協働した健康づくり活動の推進
					(2)	こころと体の健康づくりの意識啓発
					(3)	食育の推進
	2	健康づくりの推進と保健・医療の充実	11	保健予防の充実	(1)	親子の健康の推進
					(2)	疾病予防の推進
			12	地域医療体制の充実	(1)	診療体制の充実
	3	高齢者福祉の充実	13	高齢者の生活の充実	(1)	高齢者の生きがい活動の充実
					(2)	高齢者自らで地域社会を担うための支援
			14	地域包括ケアの推進	(1)	支援の拠点・ネットワークの充実
					(2)	介護予防・生活支援の推進
					(3)	認知症ケアの向上と認知症を支える地域づくり
	15	介護サービスの充実	(4)	医療と介護の連携の推進		
(5)			高齢者が安心して暮らせる環境の整備			
(1)			介護保険サービス・福祉サービスの充実			
					(2)	介護サービスの質の向上と人材の確保
					(3)	給付の適正化と情報の提供

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
健康福祉 く幸せに生き生きと暮らせるまちをめざしてく	4	障害者福祉の充実	16	障害者の自立支援の促進	(1)	障害福祉サービスの利用促進
					(2)	障害者(児)支援施設の充実
			(3)	相談支援体制の充実		
			17	障害者の社会参加の促進	(1)	障害者の就労の促進
	(2)	障害者の文化・スポーツ活動などの推進				
	(3)	公共施設などのバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進				
	(4)	障害への理解を深めるための啓発				
	5	児童福祉の充実	18	仕事と子育ての両立支援	(1)	保育施設の整備と保育内容の充実
					(2)	公立保育所の施設の充実
					(3)	学童保育の充実
			19	子育て支援の充実	(1)	子育て支援サービスの充実
					(2)	相談体制の充実
20	ひとり親家庭などの自立支援の推進	(1)	経済的な支援と相談援助による自立支援の推進			
		(3)	子育て支援ネットワークの充実			
21	要保護児童対策の充実	(1)	児童虐待防止対策の充実			
		(4)	児童館サービスの充実			
6	社会保障の推進	22	社会保障制度の円滑な運用	(1)	生活困窮者への自立支援	
				(2)	国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の円滑な運営	
				(3)	介護保険制度の円滑な運営	
				(4)	国民年金制度の啓発	

施策 9

福祉の総合的な推進

施策の目指す姿

地域福祉への意識が向上し、地域福祉に取り組む団体が増加するとともに、活発に活動を展開することにより、地域コミュニティが活性化しています。また、福祉サービスの総合的な支援体制の整備により、複合的な課題を抱える世帯などへの迅速で適切な対応が行われています。

施策の現状

これまで、本市と社会福祉協議会は、地域福祉活動に関する計画を個別に作成してきましたが、本市の計画の更新にあたり、これらを一体化して、平成 26 年度に狭山市地域福祉推進計画を策定し、両者のさらなる連携のもと地域福祉活動を促進しています。

地域では、就労形態の変化や核家族化の進行などにより近隣の間関係が希薄になり、平常時においても支え合う力が弱くなっていることから、災害時における支援体制が必要とされています。また、単身世帯が増加しており、なかには必要な医療や公的福祉サービスにつながらず、就労もできずに社会的に孤立するケースが顕在化しています。このような今日的な課題の解決に向けては、地域福祉活動などの互助・共助の力を高め、公的福祉サービスとの連携による福祉の総合的な推進に取り組んでいます。

このようななか、住民主体による地域福祉活動においては、高齢化による担い手不足、活動資金や活動場所の確保などの課題を抱えているため、本市と社会福祉協議会が事務局となり、狭山市地域福祉推進市民会議を組織し、団体への支援を行っています。

また、健康福祉関係課がそれぞれ管理している公的福祉サービスの利用状況を横断的に把握できるシステムを構築し、トータルサポート体制*の整備に試行的に取り組んでいます。

施策の課題

- 福祉の総合的な推進のため、地域福祉への関心を高め、活動者・団体を増やすとともに、トータルサポート体制の整備・推進が必要です。

*トータルサポート体制とは
障害者(児)と要介護高齢者が同居し複合的な課題を抱える世帯などへの総合的な支援の仕組み。

主なとりくみ

(1) 地域福祉の意識啓発

- 講座、シンポジウム、研修会などの開催を通じて、地域福祉に関する意識啓発を行います。
- 地域福祉活動団体などの先進的な取り組みが市民に広く認知・理解されるよう、パネル展の開催やホームページによる情報発信を行います。

(2) 地域福祉活動団体の育成と活動への支援

- 地域住民が主体となって、見守り・社会的な孤立の予防・生活支援などの活動を行う地域福祉活動団体の設立に対する支援を行います。
- 地域福祉活動に関する研究会を設置し、地域福祉活動者の学びと交流を促進します。
- 地域住民が身近な地域に開設・運営するコミュニティサロンの設立を促進します。

(3) トータルサポート体制の推進

- トータルサポート体制の試行的実施状況を検証し、体制を整備・推進することで、複合的な課題を抱える世帯などに対する総合的な支援に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
地域福祉活動環境整備事業補助金を活用して活動する団体数	9 団体	15 団体

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 良好なご近所づきあいを大切にしましょう。
- ご近所に困りごとを抱えている人がいるときは、相談機関や市への相談に関する助言や支援を行いましょ。
- 地域福祉活動に取り組む民生委員・児童委員や社会福祉協議会の意義と役割などを理解し、これらの活動に参加・協力しましょう。

施策 10

健康づくりの推進

施策の目指す姿

こころと体の健康づくりにより、自分の健康は自分で守るという意識が浸透し、市民一人一人が健康な生活を送っています。

施策の現状

本市では、健康日本21 狭山市計画・狭山市食育推進計画に基づき、市民一人一人に対する健康づくりの意識啓発を進めるとともに、健康づくりに取り組む市民団体との連携により、健康づくりを推進してきました。

狭山市民健康意識調査(平成23年3月)の結果、健康への留意度については、普段から健康に気をつけている市民の割合は74%となり、健康への関心が高くなっている一方で、運動不足を感じている市民の割合が79.4%となっています。このような結果を踏まえ、運動するきっかけづくりとして、健康づくりの意識啓発事業をさらに充実させるとともに、健康づくりに取り組む市民団体が活発に活動できるよう支援しています。

社会的関心が高いこころの健康については、健康づくりの意識啓発事業において、その重要性を周知するとともに、精神保健事業を推進しています。

また、自殺予防対策については、関係課で構成する庁内連絡会議が中心となり、横断的に取り組んでいます。

食育については、朝食欠食や偏った食事などの食習慣の乱れに対応するため、食に関する意識啓発に取り組んでいます。

施策の課題

- こころと体ともに健康な生活を送るため、地域における健康づくりの取り組みをより一層充実させる必要があります。

主なとりくみ

(1) 地域と協働した健康づくり活動の推進

- すこやかさやま連絡協議会[※]やその構成団体との協働により、地域における健康づくり活動を推進します。
- 健康づくり活動の場として、スポーツ、レクリエーション施設の活用を促進します。

(2) こころと体の健康づくりの意識啓発

- 市民自らが健康づくり活動を行えるよう、各種講演会・講座の開催やウォーキングなどの実施により、健康づくりに対する意識啓発に取り組みます。
- メンタルヘルスとしての精神保健の推進とともに、自殺予防対策庁内連絡会議のほか、関係機関との連携による各種事業の実施を通じ、こころの健康づくりに対する意識啓発に取り組みます。

(3) 食育の推進

- 関係団体と連携し、食育に関する取り組みの情報発信を行い、健康分野に限らず他の分野を含めて総合的・計画的に食育を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
すこやかさやま連絡協議会を構成する団体が主催する啓発事業への参加者数	74,447人	78,000人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 健康づくり活動に参加し、自発的に健康づくりを行いましょう。
- 健康づくり活動の担い手として、健康づくりを進めましょう。
- 食への関心を持ち、望ましい食生活を実践しましょう。
- 食に関する団体や農業生産者、食品の製造・販売者などが連携し、食育に関する取り組みを幅広く展開しましょう。
- 事業者は関係機関と連携し、従業員の健康づくりを促進しましょう。

※すこやかさやま連絡協議会とは

狭山市健康づくり推進協議会、すこやか推進委員会、すこやか体操普及指導員連絡会の3団体で構成し、食育、運動、研修、健康づくりなどの実践活動を行っている組織。

施策 11

保健予防の充実

施策の目指す姿

市民一人一人がライフステージに応じた健康診査などを活用し、自ら疾病予防、健康の保持・増進に取り組んでいます。

施策の現状

本市では、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施、また、妊産婦新生児訪問、乳幼児健康相談、育児学級など、妊娠期より親子の健康の保持・増進、疾病予防と育児支援に係る事業を実施しています。

子どもの疾病予防としては、予防接種法に基づく予防接種のほか、学校では、学校保健安全法に基づく健康診断や歯科健診などを実施しています。

成人の疾病予防としては、メタボリックシンドローム、糖尿病などの生活習慣病の予防や介護予防に向けて、健康相談・健康教育などを実施するとともに、がんの早期発見、早期治療のため、各種がん検診などを実施しています。

歯科疾患の予防としては、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科口腔保健事業を推進しています。

施策の課題

- 市民が健康な生活を営むため、健康診査・健康診断や疾病予防に対するより一層の支援が必要です。

主なとりくみ

(1) 親子の健康の推進

- 妊婦や乳幼児の健康診査により、疾病の早期発見や予防接種の接種勧奨を進めます。また、健康相談や家庭訪問などによる相談指導を徹底します。

(2) 疾病予防の推進

- がんや生活習慣病などの早期発見・早期治療のため、がん検診や健康診査などを実施します。
- メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の予防や介護予防のため、健康教育・健康相談を充実します。
- 歯科疾患予防のため、歯科健診や歯みがき指導を充実します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
乳幼児健康診査の受診率	94.5%	100.0%
大腸がん検診の受診率	25.4%	27.5%
肺検診の受診率	34.3%	36.5%
乳がん検診の受診率	40.8%	43.0%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 乳児の健全な育成のため、民生委員・児童委員による乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)を活用しましょう。
- 各種健康診査や検診を受診するとともに、健康相談などを有効に活用しましょう。
- 疾病を予防するため、生活習慣を改善しましょう。

施策 12

地域医療体制の充実

施策の目指す姿

かかりつけ医（医科・歯科・薬局）の普及や休日・夜間においても身近で安心して診療を受けることのできる地域医療体制が確保され、緊急的な疾病や事故に対応する体制が整備されています。

施策の現状

本市では、救急医療体制を充実するため、急患センターにおける休日の診療体制を確保するとともに、入間市と共同で、一週間を通じた夜間における初期救急医療体制を確保しています。

また、二次救急医療体制においては、狭山保健所を中心に所沢地区を圏域として、狭山市、所沢市、入間市で協定を結び、広域的な休日・夜間における救急医療体制の確保に努めています。

地域医療体制の確立を図るため、一人一人の体質や病歴を把握し、身近で安心して受診や相談が受けられるかかりつけ医の普及、定着を促進するとともに、協力体制をとっています。

施策の課題

- 休日・夜間に関わらず、身近で、いつでも受診できる医療体制の安定的な確保が必要です。

主なとりくみ

(1) 診療体制の充実

- 医師会など関係機関と連携し、かかりつけ医の普及、定着を促進します。
- 急患センターを中心にして、休日・夜間の初期救急医療体制を充実するとともに、所沢地区圏域における二次救急の病院群輪番体制の充実・強化を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
小児科救急医療病院群輪番制の病院の確保日数 (年度末時点)	5日/週	7日/週
所沢地区病院群輪番制の病院の確保日数 (年度末時点)	7日/週	7日/週

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 気軽に相談できる身近なかかりつけ医を持ちましょう。
- 病気の症状や程度に応じて、適切な医療機関で受診しましょう。

施策 13

高齢者の生活の充実

施策の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で地域の課題を解決する諸活動の担い手となり、生きがいを持って生き生きと暮らしています。

施策の現状

本市では、老人クラブなど、高齢者の自主的な活動団体による生きがいづくり活動を支援しています。なかでも「高齢社会を考える会」や「青空の会」などは、自主的な活動を通じて、高齢者の生きがいづくり活動への参加を促進しています。

高齢者は毎年増加し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するとともに地域とのつながりも薄れてきており、価値観の多様化などにもより、老人クラブへ加入する高齢者は、平成 26 年度では 2,606 人で、ピーク時の平成 11 年度の 5,008 人と比較すると 48% 減少しています。また、加入率を見ると、平成 26 年度では 6.5% と、平成 11 年度の 28% から大きく減少しています。なお、高齢者の就労の機会を提供するシルバー人材センターの会員数も減少傾向ですが、受託件数は増加傾向にあります。

平成 25 年度に実施した市民意識調査によると、多くの市民が、老後は「自分の趣味を持ち、のんびり暮らしたい」、「健康の維持・増進に努めたい」と考えており、また 65 歳以上では「自分の経験や学習成果を活かし、地域社会に貢献したい」や「自治会活動などの地域活動に参加したい」など、地域活動への参加意識も高くなっています。

施策の課題

- 高齢者のニーズにあった生きがい対策並びに就労機会を確保するとともに、高齢者の豊富な知識や経験を活かした地域での活動を促進し、日常生活の不安軽減が必要です。

主なとりくみ

(1) 高齢者の生きがい活動の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って充実して暮らせるよう、高齢者のニーズを的確に把握し、活動団体を支援することにより、高齢者の自主的な活動を促進します。

(2) 高齢者自らで地域社会を担うための支援

- 高齢者が持つ豊富な知識や経験を地域社会で活かすため、ボランティア活動や世代間交流の一層の活性化を図り、高齢者の社会参加を促進します。
- 高齢者自身が主たる担い手となって地域の課題を解決するための活動を行う団体を支援します。
- 高齢者の雇用の機会を拡充するため、シルバー人材センターの活用を促進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
老人クラブのうち地域活動を行っている団体数 (年度末時点)	10団体	30団体

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 生きがい活動や生涯学習などへ参加しましょう。
- 高齢者の豊富な知識や経験を社会に還元しましょう

施策 14

地域包括ケアの推進

施策の目指す姿

医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしています。

施策の現状

住み慣れた自宅や地域で高齢者の生活を支えるため「地域包括ケアシステム」の必要性が提唱されています。本市においても、「地域包括ケアシステム」の推進を施策の中心に据え取り組んでいますが、高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増加はもとより、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が顕著であるため、「地域包括ケアシステム」の中心となる地域包括支援センターの担当する日常生活圏域*を見直し、5圏域から8圏域への拡大を進めています。

また、平成27年度の介護保険制度の改正によって、地域支援事業が大きく変わり、介護予防事業では、介護予防給付の一部を移行する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、包括的支援事業では、在宅医療と介護の連携、認知症地域支援推進員の配置など、新たな認知症施策などが加わっています。

施策の課題

- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム体制の整備が必要です。

※日常生活圏域とは

市が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

主なとりくみ

(1) 支援の拠点・ネットワークの充実

- 将来的な高齢者人口の増加などに対応した日常生活圏域の見直しに沿って、地域包括支援センターを計画的に整備します。
- 地域ケア会議の開催により地域課題を抽出し、自治会、民生委員・児童委員、地域のボランティア団体などと連携して取り組むことで、支え合いのネットワークを充実します。

(2) 介護予防・生活支援の推進

- 高齢者ニーズの的確な把握を踏まえ、NPOやボランティア団体などと連携し、介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築します。
- 認知症予防のための講座や講演会、また、認知症相談会の開催などにより、認知症予防を推進します。

(3) 認知症ケアの向上と認知症を支える地域づくり

- 自治会、民生委員・児童委員、地域のボランティア団体などへの研修の実施などによる認知症ケアの向上と、認知症予防サポーターの養成などによる認知症を支える地域づくりを推進します。

(4) 医療と介護の連携の推進

- 医学的管理の必要性の高い在宅の高齢者などに対する、医療と介護の連携を推進します。

(5) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、住宅改修による居住環境の整備や各種福祉サービスをさらに推進するとともに、相談体制を充実します。
- 成年後見制度を周知し、利用を促進するとともに、高齢者への虐待の防止や早期の発見に取り組めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
地域包括支援センターにおける相談件数	22,985件	30,000件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 自立した生活が送れるよう、介護予防事業に積極的に参加しましょう。
- 地域住民の力を活用し、介護予防を進めましょう。
- 地域で要介護高齢者を見守りましょう。
- 認知症への正しい理解を広め、適切に対応しましょう。
- 各種福祉サービスを適切に利用しましょう。
- 成年後見制度を理解し、有効に活用しましょう。

施策 15

介護サービスの充実

施策の目指す姿

介護保険サービスが適切に受けられるよう、サービスを提供する事業所などの基盤整備と質の確保などにより、社会全体で要介護者が支えられ、要介護者とその家族が安心して暮らしています。

施策の現状

平成 26年 9月末現在の要支援・要介護認定者数は、5,620人であり、毎年約 5% ずつ増加しています。このように、要介護認定者が増加するなかで、狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に介護保険サービスの基盤を整備しています。

介護保険サービス事業所や施設では、職員の確保と定着が大きな課題となっており、処遇改善のための介護報酬の値上げ(加算金の創設)などの対応が取られています。

介護保険制度の大幅な改正により、本市が指定する事業所の増加が見込まれています。

施策の課題

- 要介護等認定者の増加に見合った介護サービスの基盤を整備するとともに、制度改正に伴う新たなサービス体制について、地域住民の理解と協力が必要です。

主なとりくみ

(1) 介護保険サービス・福祉サービスの充実

- 地域支援事業など、他のサービス体系との関連性を踏まえつつ、効果的な福祉サービスを提供します。
- 特別養護老人ホームなどの施設サービス、認知症対応型通所介護などの地域密着型サービスなどを充実します。

(2) 介護サービスの質の向上と人材の確保

- 国、県などによる研修などを通じて職員の質を高めるとともに、狭山市介護保険サービス事業者協議会*との協働により、幅広い人材の育成に取り組みます。

(3) 給付の適正化と情報の提供

- 介護サービス利用者に過不足なくサービスが提供され、本人の状態に応じたケアが受けられるよう、介護保険給付の適正化に取り組みます。
- 広報紙、公式ホームページなどにより、介護保険制度などに関する情報発信を充実します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
特別養護老人ホームの待機者数(8月1日時点)	488人	394人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 介護保険制度を理解し、制度の普及に協力しましょう。
- 長期的視点に立ち、職員のスキルアップを進めましょう。
- 事業者は給付のルールを遵守し、高齢者の自立を促すサービスを提供しましょう。

*狭山市介護保険サービス事業者協議会とは
提供サービスの質の向上及び地域ケア体制の確立に貢献することを目的として設立された介護保険サービス事業者の団体。

施策 16

障害者の自立支援の促進

施策の目指す姿

障害の特性や障害者の生活状況に応じた適切なサービスが提供されることにより、障害者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしています。

施策の現状

障害者総合支援法に基づき、自立した生活を送るために支援を必要とする障害者に対し、サービス利用計画をもとに障害福祉サービスを提供しています。障害福祉サービスの利用者は、年々増加し、高齢化が進んでいます。これまで、障害の種別に応じて相談支援事業を実施してきましたが、平成24年10月に、身体・知的・精神に障害のある方やその家族を総合的に支援していく、障害者基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を充実しました。

また、障害の特性に応じて、障害福祉サービスを提供しており、利用者が適切なサービスを利用しやすいよう、より一層情報提供の充実に努めています。

さらに、就労や生産活動の機会を提供する就労支援施設[※]や生活の場であるグループホームの整備を促進しています。

施策の課題

- 障害の特性に応じて必要とされるサービスを適切に利用できるよう、きめ細かな情報提供が求められるとともに、障害の重度化や高齢化に対応するため、相談支援事業所や介護保険事業者などとの連携強化が必要です。また、地域生活を支援する通所施設やグループホームの拡充が必要です。

※就労支援施設とは

就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設で、一般企業への就労を希望する方対象の就労移行施設と一般就労への就労が困難な方を対象とした就労継続施設がある。

主なとりくみ

(1) 障害福祉サービスの利用促進

- 障害の種別に関わらず、障害者自らの意思で適切なサービスが選択できるよう、サービス内容に関する情報提供に努めます。また、相談支援事業者との連携により、障害福祉サービスの利用を促進します。
- 幼少期から高齢期までのライフステージに応じて、複数のサービスを適正に結びつけるケアマネジメント^{*}の取り組みを強化します。

(2) 障害者(児)支援施設の充実

- 障害者のニーズを的確に把握し、グループホームや通所施設などの施設整備を促進します。
- 障害のある児童・生徒の放課後や夏休みなどの居場所を確保し、必要な訓練や療育を行う放課後等デイサービスの整備を促進します。
- 就学前児童を対象とする青い実学園の療育支援を充実します。

(3) 相談支援体制の充実

- 障害種別にとらわれることなく、多様な相談を総合的に受けられる基幹相談支援センターを充実します。
- 相談支援専門員によるサービス利用計画の作成とモニタリングを実施し、総合的かつ継続的な相談支援を充実します。
- 就学前の児童を対象とする相談に応じる職員の専門性を向上します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
障害者福祉サービス(訪問系)の利用者数	175人	210人
障害者福祉サービス(日中活動系)の利用者数	436人	571人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 一人一人の障害の特性に応じ、適切に障害福祉サービスを利用しましょう。
- 障害福祉サービスの利用の際は、地域の相談支援事業者を活用しましょう。
- 事業者は、障害者のニーズに合った施設を整備しましょう。
- 事業者は、関係者との連携により地域での相談体制を充実しましょう。

^{*}ケアマネジメントとは

障害者の地域における生活を支援するために、障害者の意向をふまえて、保健・医療・福祉サービスなどを適正に利用できるよう調整する援助方法のこと。

施策 17

障害者の社会参加の促進

施策の目指す姿

障害者が就労や文化・スポーツ活動などを通じ、社会に参加できる環境が整備されるとともに、公共施設などのバリアフリー化が進むことにより、障害者の活動範囲が広がっています。

施策の現状

障害者が地域で生活し、様々な分野の活動に参加できるよう、権利擁護や合理的配慮*を進めるため、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定など法整備が進んでいます。

本市においては、社会参加と自立支援を推進するため、障害者の就労支援の拠点である就労支援センターを基幹相談支援センター内に移設し、横断的な生活相談と就労相談を可能としました。

障害者の文化・スポーツ活動としては、障害者が製作した作品を、市役所などで紹介するほか、年間を通して水泳教室を開催しました。さらに、全国障害者スポーツ大会などへの参加の勧奨を行っています。

公共施設や福祉・医療施設などのバリアフリー化については、障害者に優しい建物になるよう、狭山市福祉環境整備要綱に基づき、福祉環境の整備及び改善を推進しています。

施策の課題

- 障害者がより充実した地域生活を送るには、障害者の権利擁護や生活のしづらさを解消するための合理的配慮が必要です。また、就労機会の拡充や文化・スポーツ活動を充実させ、さらには公共施設などのバリアフリー化を進めることが必要です。

*合理的配慮とは

障害があってもその場に参加できなかったり、サービスの享受がなされない場合に、障害者に対する機会の保障を確保するために行う調整や変更のこと。

主なとりくみ

(1) 障害者の就労の促進

- 障害者就労支援センターを拠点として、関係機関と連携し、技術トレーニングや職場生活におけるソーシャルスキルを学ぶ機会を創出し、就労移行支援事業を充実します。
- 障害者の就労について、事業主や市民の理解を深め、就労の機会を拡大します。
- 障害者就労支援センターの支援員による継続的な職場訪問や相談を通して、職場定着を促進します。
- 福祉的就労の場で作られた製品を紹介するとともに、障害者優先調達推進法*による物品などを積極的に調達します。

(2) 障害者の文化・スポーツ活動などの推進

- 障害者が文化・スポーツ活動を通じて、様々な人との交流や社会参加ができるよう、文化・スポーツ活動の周知とともに参加を促進します。
- 障害者の作品展を開催し、障害者が作成した絵画や陶芸などの作品を広く紹介します。

(3) 公共施設などのバリアフリー化とユニバーサルデザイン*の推進

- 障害者が利用しやすいよう、公共施設や地域コミュニティ施設などのバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインに基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が生活しやすい環境づくりを促進します。

(4) 障害への理解を深めるための啓発

- 障害者の社会参加を促進するため、障害への正しい理解と権利擁護や合理的配慮などについて広く理解が深まるよう、様々な機会を捉えて周知します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
障害者就労支援センターの支援による就職人数	35人	40人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 企業は、障害者の雇用や職場環境の整備を進めるとともに、職場の仲間の理解を促進しましょう。
- 障害者との相互理解を図るとともに、交流の機会を確保しましょう。
- 障害者は、積極的に文化・スポーツ活動に参加しましょう。

※障害者優先調達推進法とは

正式には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」という。障害者が自立した生活を送るためには経済的基盤の確立が必要であり、国や地方公共団体などが率先して障害者就労施設から物品の調達を行うよう定める法律のこと。

※ユニバーサルデザインとは

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめからバリアがない製品・建物・環境などを作ろうとする考え方。

施策 18

仕事と子育ての両立支援

施策の目指す姿

認定こども園、保育所、地域型保育事業所の整備により待機児童が解消されていることに加え、時間外保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業などの適切な整備や、学童保育室の対象児童の拡大や整備により、保護者が安心して仕事と子育てができる環境のなかで、子どもが健やかに育っています。

施策の現状

本市の保育所の定員数については、第3次狭山市総合振興計画後期基本計画のとりくみ目標である2,000人を達成しましたが、未だ待機児童の解消には至っておりません。

一方で、就労形態が多様化するなか、保育ニーズも多様化していることから、時間外保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業、学童保育室などの保育内容の充実に取り組んでいます。

公立保育所については、施設の老朽化が進んでおり、保育環境を維持するため、計画的に改修などを実施しています。

このようななか、狭山市子ども・子育て支援事業計画のなかで、就学前の教育・保育や時間外保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の量を見込み、これに対応できる提供体制を確保するための施策を展開しています。

また、その進行管理については、進捗状況だけでなく、効果、効率性、手法などを点検・評価しています。

学童保育室については、対象児童の拡大などに対応するとともに、利便性を高めるため、小学校敷地内に新たに整備し、既存の施設の拡充を行っています。また、管理運営の充実を図るため、一部の学童保育室に指定管理者制度を導入しました。

施策の課題

- 保育施設では、待機児童解消への取り組みや多様化する保育ニーズへの対応が必要です。また、公立保育所では、施設的环境整備が必要です。学童保育室では、施設の整備拡充と安全・安心で効率的な運営が必要です。

主なとりくみ

(1) 保育施設の整備と保育内容の充実

- 既存の資源を最大限活かしながら、認定こども園、地域型保育事業所などを整備します。
- 多様化する保育ニーズに適切に対応するため、保育時間の延長など、保育メニューの充実を図ります。

(2) 公立保育所の施設の充実

- 安心・安全な保育環境を維持・向上させるため、公立保育所の建替え及び改修工事などを計画的に実施します。

(3) 学童保育の充実

- 入室児童数の増大などに対応するため、学童保育室を整備拡充します。
- 保護者のニーズに対応して、学童保育室の保育時間を拡大します。
- 学童保育室への指定管理者制度の導入を計画的に進めます。
- 放課後等デイサービス事業を推進し、特別な支援を必要とする児童の放課後の居場所を確保します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
保育施設待機児童数(年度当初時点)	26人	0人
学童保育室待機児童数(年度当初時点)	0人	0人 (平成 27 年度から対象者が小学校 6 年生まで拡大されたため、待機児童が発生していません。)

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 保育施設や学童保育室の利用により、仕事と子育てを両立しましょう。

施策 19

子育て支援の充実

施策の目指す姿

地域ぐるみの子育て支援の環境が整備されることにより、子育て家庭とその子どもが地域の人に支えられ、安心して子育て・子育てができています。

施策の現状

本市では、地域における子育て支援の拠点として、総合子育て支援センターをはじめ6か所の施設でつどいの広場事業を展開しています。

また、児童館では、核家族化が進むなか、社会全体で次代を担う子どもを育むという観点から、地域に密着した子どもの居場所づくりと地域との交流の場として、開館日数などを増やし利用を促進しています。

こども医療費については、助成対象を中学校修了時まで拡大しました。

子育て家庭からの相談については、複数の機関が関係する複雑多様化した内容が増えており、家庭児童相談室のほか、相談機関相互の連携が必要な場合が生じています。一方、支援は必要であるものの、相談に至らない家庭も見受けられます。

子育て支援の情報は、公式ホームページ・モバイルサイト、狭山市市民交流促進総合ポータルサイト(さやマルシェ)*などを通じて発信しています。

また、総合子育て支援センターを中心に、地域の子育て支援活動団体などの把握に努め、組織活性化へ向けての支援を行い、子育て支援のネットワークを立ち上げました。

施策の課題

- 少子化への対応、複雑多様化・増加する相談への対応、子育て情報の収集と的確な提供、子どもの居場所づくりのための児童館の活用など、子育て環境への総合的な取り組みが必要です。

※市民交流促進総合ポータルサイト(さやマルシェ)とは

市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

主なとりくみ

(1) 子育て支援サービスの充実

- 総合子育て支援センターを拠点として、子育てに関する情報の収集・発信を行うとともに、駅前の立地性を活かし、乳幼児とその親が気軽に集い、親子で交流できる場の提供や多様化する保育ニーズに対応するための一時預かり保育を充実します。
- 子育てする親と子どもが気軽に集い、子育ての相談や情報収集、仲間づくりなどができる、地域での子育て支援の拠点となるつどいの広場事業を充実します。
- 子どもへの必要な医療の提供と子育て家庭への経済的な支援のため、こども医療費の無料化^{*}を引き続き実施します。

(2) 相談体制の充実

- 子育て家庭が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、子育て家庭と事業者をつなぐコーディネート機能を有したネットワークを充実し、きめ細かな情報を効果的・効率的に発信します。
- 地域からの情報提供により、支援を必要とする家庭の把握に努めます。

(3) 子育て支援ネットワークの充実

- 子育て家庭が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、子育て家庭と事業者をつなぐコーディネート機能を有したネットワークを充実し、きめ細かな情報を効果的・効率的に発信します。

(4) 児童館サービスの充実

- 子どもが安心して利用できる居場所づくりや地域との交流の場としての児童館サービスを充実します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
つどいの広場利用者数	58,644人	60,000人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 身近な地域の子育て支援の場に、積極的に参加しましょう。
- 子育ての困りごとは、身近な相談場所に相談しましょう。
- 事業者は子育て支援のネットワークづくりに参画しましょう。
- 子育て家庭の親子や小学生は積極的に児童館を利用しましょう。また、中・高校生は児童館活動に参加しましょう。

※無料化とは

市内指定医療機関での保険診療に係る一部負担金については、医療機関での窓口払いも無料となります。(市内指定医療機関以外及び市外医療機関で受診した場合は、一部負担金支払後に領収書を添付して申請を行い支給となります。)

施策 20

ひとり親家庭などの自立支援の推進

施策の目指す姿

ひとり親家庭などに対する適切な支援により、家庭が支えられ、子どもが健やかに育っています。

施策の現状

ひとり親家庭などの支援としては、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費などの支給のほか、自立を促進するため、母子・父子自立支援員による相談、就労支援プログラムの策定や高等職業訓練促進給付金などの支給により、就労に結びつくための相談支援及び技術や技能の修得の両面から支援を行っています。しかし、さらなる支援を必要とする方もいることから、自立支援策の一層の推進が求められています。

施策の課題

- 休日・夜間に関わらず、身近で、いつでも受診できる医療体制の安定的な確保が必要です。

主なとりくみ

(1) 経済的な支援と相談援助による自立支援の推進

- 児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の支給などにより、ひとり親家庭などへの経済的な支援を引き続き実施します。
- 母子・父子自立支援員の対応により、ひとり親家庭などに必要な情報を提供し、自立に向けた総合的な支援を充実します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
母子・父子自立支援プログラム策定後に就労につながった件数	7件	15件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- ひとり親家庭などが孤立しないよう、地域でささえましょう。

施策 21

要保護児童対策の充実

施策の目指す姿

児童に関する機関と地域が一体となったネットワークの構築により、要保護児童とその家庭が見守られ、児童虐待のない地域になっています。

施策の現状

本市では、児童虐待の早期発見及び児童虐待のおそれのある家庭の見守りと支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所、民生委員・児童委員などの31機関が地域と一体となったネットワークを構築し、見守りの必要な家庭への支援のほか、児童虐待防止講演会の開催などの啓発活動を実施しています。しかし、見守りや支援が必要な家庭の増加や、対応が困難な家庭の発生が懸念されています。

施策の課題

- 児童虐待防止対策の充実が必要です。

主なとりくみ

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 要保護児童対策地域協議会を中心に、地域の関係機関が連携し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や見守りなどの児童虐待防止対策を充実します。
- オレンジリボンキャンペーンなどにより、児童虐待防止の啓発を行います。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
要保護児童対策地域協議会機関マネージャー研修参加人数	62人	75人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 児童虐待の疑いがあるときは、迷わず、市、児童相談所、警察などの関係機関へ通報しましょう。

施策 22

社会保障制度の円滑な運用

施策の目指す姿

生活保護、国民健康保険、介護保険、国民年金などの社会保障制度が適正かつ健全に運営されることにより、社会の安定に寄与しています。

施策の現状

近年、全国的に生活保護受給者の増加傾向が続いており、新たな生活困窮者への支援として、平成27年度から生活困窮者自立支援制度が実施され、経済的な側面だけでなく、家庭や心身の問題などへの相談対応や困窮世帯の児童に対する学習支援を実施しています。また、生活保護制度については、より適正な制度運営と自立支援を重視して取り組んでいます。

国民健康保険制度については、高齢化や医療の高度化などに伴う医療費の増加などにより、厳しい運営状況にあります。このため、給付と負担の公平性を高め、医療費の適正化を図るとともに保険料収納率の向上や効率的で安定した運営に努めています。また、国民健康保険法の大規模な改正により、平成30年度から県とともに運営する新しい国民健康保険制度が始まります。

介護保険制度については、要支援・要介護認定者の増加に伴い介護サービス給付費が増加しており、介護予防の推進や給付の適正化など、健全で持続可能な制度を運営しています。

国民年金制度や後期高齢者医療制度については、円滑な運営のために継続して制度を周知しています。

施策の課題

- 社会情勢の変化に伴い、各種社会保障制度の適正かつ円滑な運営が必要です。

主なとりくみ

(1) 生活困窮者への自立支援

- 生活に困窮した世帯が抱える様々な問題に対処するために、適切な相談対応とともに、困窮世帯の児童に対する学習支援を推進します。
- 生活保護制度を適正に運営するとともに、生活保護世帯の自立に向けた就労支援を行います。

(2) 国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の円滑な運営

- 診療報酬明細書などの点検による給付の適正化やジェネリック医薬品の利用促進による医療費の縮減を推進します。
- 特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上を図るとともに、生活習慣病の重症化予防事業を推進し、給付の適正化に取り組みます。
- 埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度を円滑に運営します。

(3) 介護保険制度の円滑な運営

- 介護保険サービス事業者協議会を通じて事業者を支援することにより、円滑な介護サービス体制を構築するとともに、介護保険給付費適正化の実施などにより、良質な介護サービスを提供します。
- 制度の周知に努めるとともに、公正・公平な要介護認定を引き続き実施します。

(4) 国民年金制度の啓発

- 国民年金制度への理解を深めるため、広報紙や市の公式ホームページなどを通じて、制度の周知・啓発に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
生活保護制度の就労支援事業における支援件数	113件	120件
国民健康保険 特定健康診査の受診率 (特定健康診査受診者数÷特定健康診査対象者数)	38.3%	60.0%
後期高齢者医療 健康診査の受診率 (健康診査受診者数÷健康診査対象者数)	48.0%	60.0%
国民健康保険 特定保健指導の実施率 (特定保健指導終了者数÷特定保健指導対象者数)	13.6%	60.0%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 各種社会保障制度を理解し、適切に利用しましょう。
- 疾病治療において、ジェネリック医薬品の利用に努めましょう。
- 日常的に健康管理を行うとともに、特定健康診査や特定保健指導を活用しましょう。